

2010年12月3日 全2頁

大口株主の配当課税強化？

資本市場調査部 制度調査課
吉井 一洋

株式保有比率1%以上又は3%以上が対象に？

[要約]

- 2010年11月30日の政府税調で、財務省から、配当が総合課税となる大口株主の範囲を、現行の発行済株式等の5%以上保有よりも厳しくし、1%以上又は3%以上とする案が示された。
- 現在、政府税調では、上場株式等の配当・譲渡益への10%税率について2011年末の適用期限を延長するか否か、財務省と金融庁の間で激しい議論が展開されている。11月30日に財務省側から示された資料の中に上記の内容が盛り込まれている。
- 10%税率の適用期限が延長されたとしても、大口株主の範囲は拡大される可能性がある。

※ 以下も参照されたい

「金融庁、税制改正要望公表（概要）」（2010年8月31日 吉井 一洋）

「証券税制の行方—本格的議論はこれから—」（2010年10月29日 吉井 一洋）

「証券税制の行方 その2—主要検討事項に格上げ—」（2010年11月2日 吉井 一洋）

「証券税制の行方 その3—財務省・総務省案が示され、議論本格化へ—」（2010年11月15日 吉井 一洋）

「証券税制の行方 その4—0次査定提示—」（2010年11月18日 吉井 一洋）

「証券税制の行方 その5—10%税率延長について政府税調は不可、民主党は可—」

(2010年12月2日 吉井 一洋)

◎上場株式・公募株式投資信託の配当・分配金、譲渡益に対する10%税率の適用期限は2011年末となっている。この適用期限について金融庁は延長するよう要望しており、現在、政府税調において、財務省と金融庁の間で激しい議論が展開されている。

◎11月30日の政府税調では、各要望について1次査定が示された。財務省案については尾立財務大臣政務官、総務省案については逢坂総務大臣政務官から説明が行われた。

◎その後の議論の中で、証券税制に関しては、金融庁は東金融担当副大臣、財務省は尾立財務大臣政務官から、それぞれ資料を用いて説明が行われた。

金融庁資料

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/pdf/22zen14kai6.pdf>

財務省資料

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/pdf/22zen14kai7.pdf>

◎この説明の際に、財務省からは、「事業参加性」を勘案し配当が総合課税※になる「大口株主」の定義について発行済株式等の5%以上保有ではなく、1%以上保有又は3%以上保有に見直す案が示された。

※源泉徴収（税率20%、所得税のみ）のうえ、総合課税。ただし、1回に支払を受けるべき金額が10万円×計算期間（月）/12以下である場合は申告不要の選択可能。配当控除は可能。株式等の譲渡損益との損益通算は不可。

「大口株主等」の要件の見直し(案)

資料14

現在、発行済株式等の5%以上を保有する大口株主等が支払を受ける配当所得については、事業参加性があることを踏まえ、総合課税により課税されている。

発行済株式等の保有割合が1%以上であっても、事業参加性が認められることや、多額の配当が支払われている実態を踏まえれば、所得再分配機能の回復の観点からも、会社法の制度に合わせて、大口株主等の基準を1%以上または3%以上に見直すこととしてはどうか。

○ 大口株主等の状況(有配会社分)

	人数	保有株式の平均時価総額	平均受取配当金額
5%以上保有している人	1,498人	15億円	2,650万円
3%以上保有している人	2,835人	13億円	2,570万円
1%以上保有している人	4,872人	9億円	1,660万円

(注)1 会社四季報(2010年4集)に掲載の全上場会社3,674社から184社を抽出して、上位株主10人のデータ(個人のみ)より集計した上で、3,674社ベースに算出したもの。
2 時価総額は、株価(428.26)に保有株式数(前決算期末)を乗じて算出。
3 平均受取配当額は、直近1株当たりの年間配当額に保有株式数(前決算期末)を乗じて算出。

○ 株式の保有割合に係る主な制度

保有割合	制度名
5%	株券等の大量保有の状況に関する開示制度(5%ルール)(金融商品取引法27の23等)
3%	株主総会召集請求権(会社法297)、業務の執行に関する検査役の選任請求(会社法358)、会計帳簿閲覧請求権(会社法433)、役員解任の訴えの提起(会社法854)
1%	議題提案権(会社法303)、議案通知請求権(会社法305)、株主総会の召集手続等に関する検査役選任請求(会社法306)

(出所) 政府税調資料 個人所得課税(金融証券税制) (平成22年11月30日) 14ページ

◎そもそも大口株主に課税強化をする論拠は、給与所得を配当所得に付け替えて税負担を軽減するという行為を防止することにあると思われる。5%程度の持株比率では、発行会社の経営をコントロールして、給与所得を配当所得に付け替えることは困難であり、大口株主に該当するための持株比率は、むしろ5%よりも引き上げるべきではないかと思われる。

◎今後の予定としては、12月3日の政府税調で2次査定が示され、これを受けて民主党の税制改正PTで議論が行われる。その後、大綱のとりまとめについて議論が行われて行く。

◎仮に、上場株式や公募株式投資信託の10%税率の適用期限が延長されたとしても、大口株主の定義については、厳格化される可能性がある。今後の議論の動向に注目する必要がある。